

NPO法人はらまちクラブ 活動会員会則

NPO法人はらまちクラブ活動会員会則

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブの活動会員の総称は、みなみそうま遊夢クラブとする。

(組織)

第2条 このクラブは、NPO法人はらまちクラブ内にあり、法人社員・クラブ活動会員及び本クラブの趣旨に賛同するものをもって組織する。

第2章 目的及び事業

(事務所)

第3条 このクラブの事務所は、会長指示のもとに置く。

(目的)

第4条 このクラブは、NPO法人はらまちクラブの定款のもとに、スポーツ活動・文化活動を通じて、青少年の健全育成を行い、笑顔・夢・感動あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 このクラブは、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 教室の開催（通年開催と短期開催）
- 2) スポーツ交流大会
- 3) 三世代交流会
- 4) このクラブの目的達成のために必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 このクラブに次の役員を置く。

- | | |
|--------------|-----|
| 1) 会 長 | 1 名 |
| 2) 副会長 | 3 名 |
| 3) クラブマネージャー | 1 名 |
| 4) プロジェクト委員 | 若干名 |
| 5) 会 計 | 1 名 |
| 6) 監 事 | 2 名 |

(選任)

第7条 このクラブの役員は、次により選出する。

- 1) 会長・副会長・監事は、総会において選出する。
 - 2) クラブマネージャー・会計は、会長が指名する。
 - 3) プロジェクト委員は、各サークル・各教室・法人社員などにより選出する。
- 2 任期中において欠員になった場合に補充する役員は、役員会の承認を得るものとする。

(任期)

第8条 このクラブの役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第9条 このクラブの役員の任務は、次のとおりとする。

- 1) 会長は、このクラブを代表して会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3) クラブマネージャーは、運営執行及び事務全般にあたる。
- 4) 会計は、このクラブの庶務及び会計に当たる。
- 5) プロジェクト委員は、このクラブの運営全般にあたる。
- 6) 監事は、このクラブの運営執行状況及び会計監査にあたる。

第4章 会議

(会議)

第10条 このクラブの会議は、総会・遊夢プロジェクト会議とし、会長が招集する。
きる。

- 1) 総会は、このクラブの最高議決機関であり、役員及び各サークルの代表者1名をもって構成する。
- 2) 総会は、年1回開催する。ただし、必要がある時は、臨時に開催できる。
- 3) 総会は、このクラブの運営全般に関する重要な事項をすべて審議する。
- 4) 遊夢プロジェクト会議は、会長、副会長、マネージャー、会計、プロジェクト委員をもって構成する。
- 5) 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 6) このクラブのすべての会議は、出席者の過半数をもって決する。
- 7)

第5章 経費及び会計

(経費)

第11条 このクラブの経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 このクラブの活動会員の年会費は、次のとおりとする。

※会費の納入をもって、NPO法人はらまちクラブの活動会員となる。

1) 個人会員	2,000円
2) 家族会員	4,000円
3) 団体会員(30名未満)	3,000円
4) 団体会員(30名以上100名未満)	6,000円
5) 団体会員(100名以上)	20,000円

(年度)

第13条 このクラブの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成18年3月14日から施行する。
- 2 平成21年5月23日 一部改正
- 3 平成23年9月3日 名称変更（会則名）